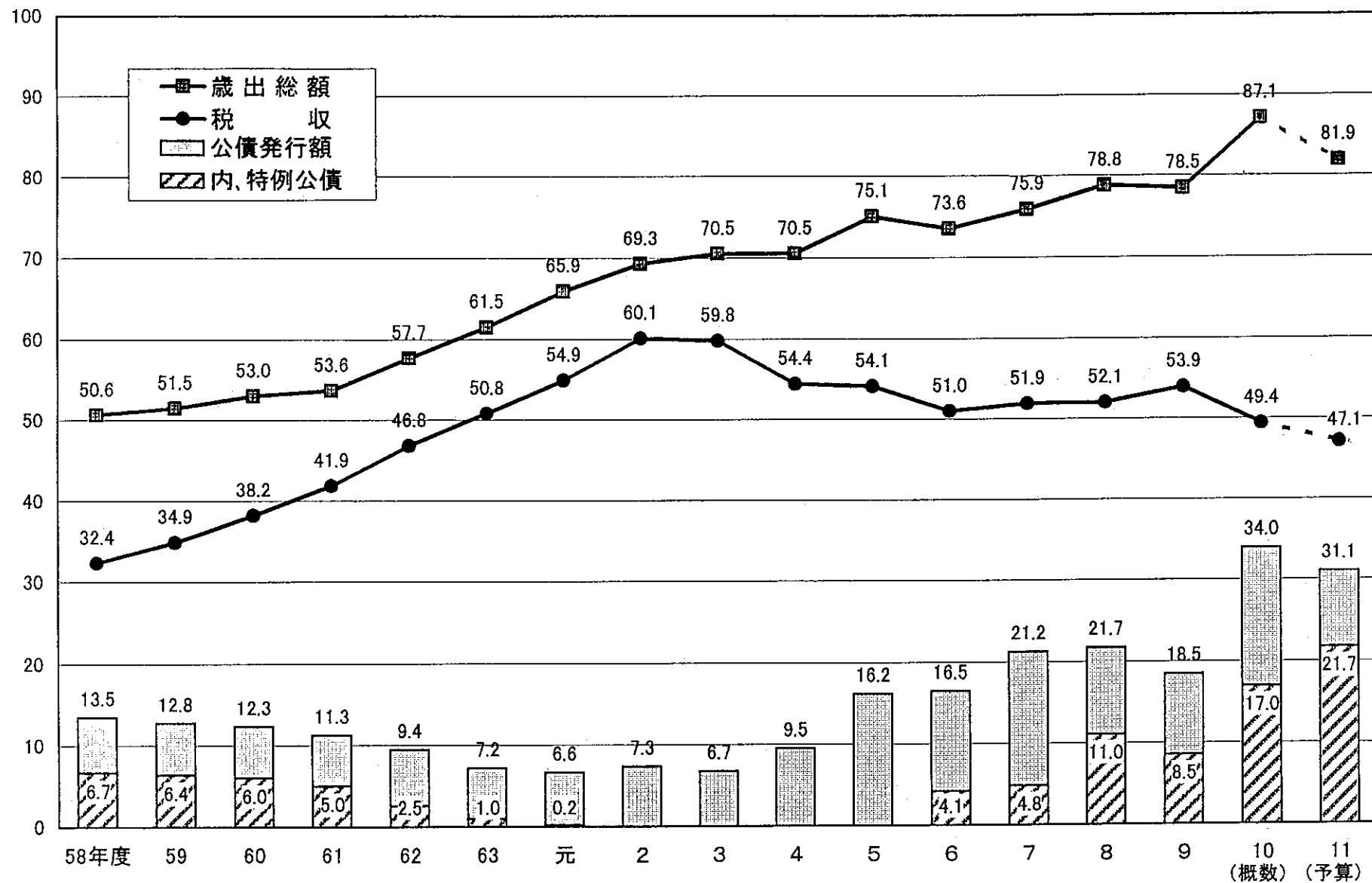


法人税制関係資料

—— 法人税制の現状と課題 ——

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

(兆円)

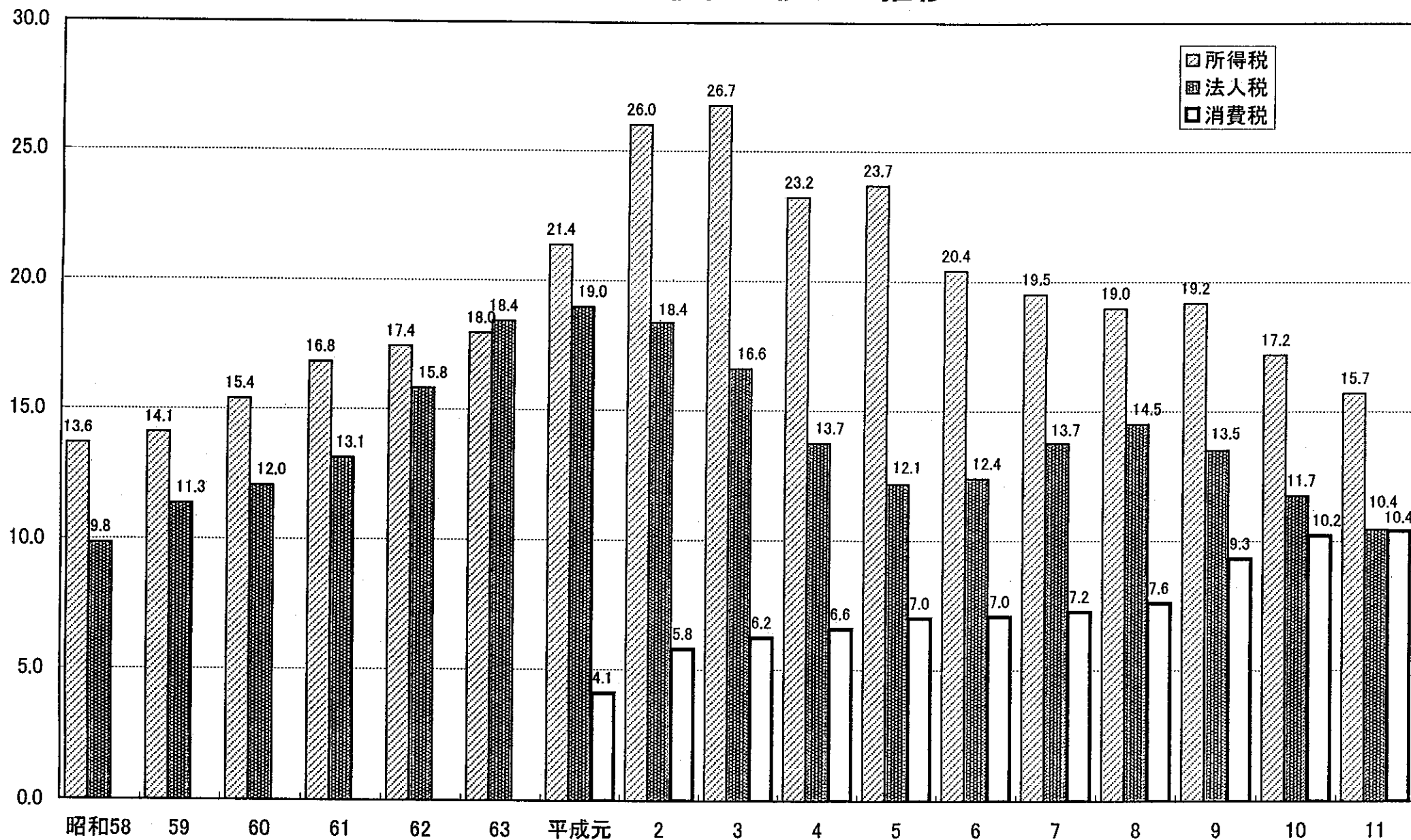


歳入に占める
税収の割合%

62.6 66.9 70.7 74.1 76.2 78.7 81.7 83.8 82.0 76.2 69.6 66.8 64.5 63.6 67.3 56.1 57.6

(兆円)

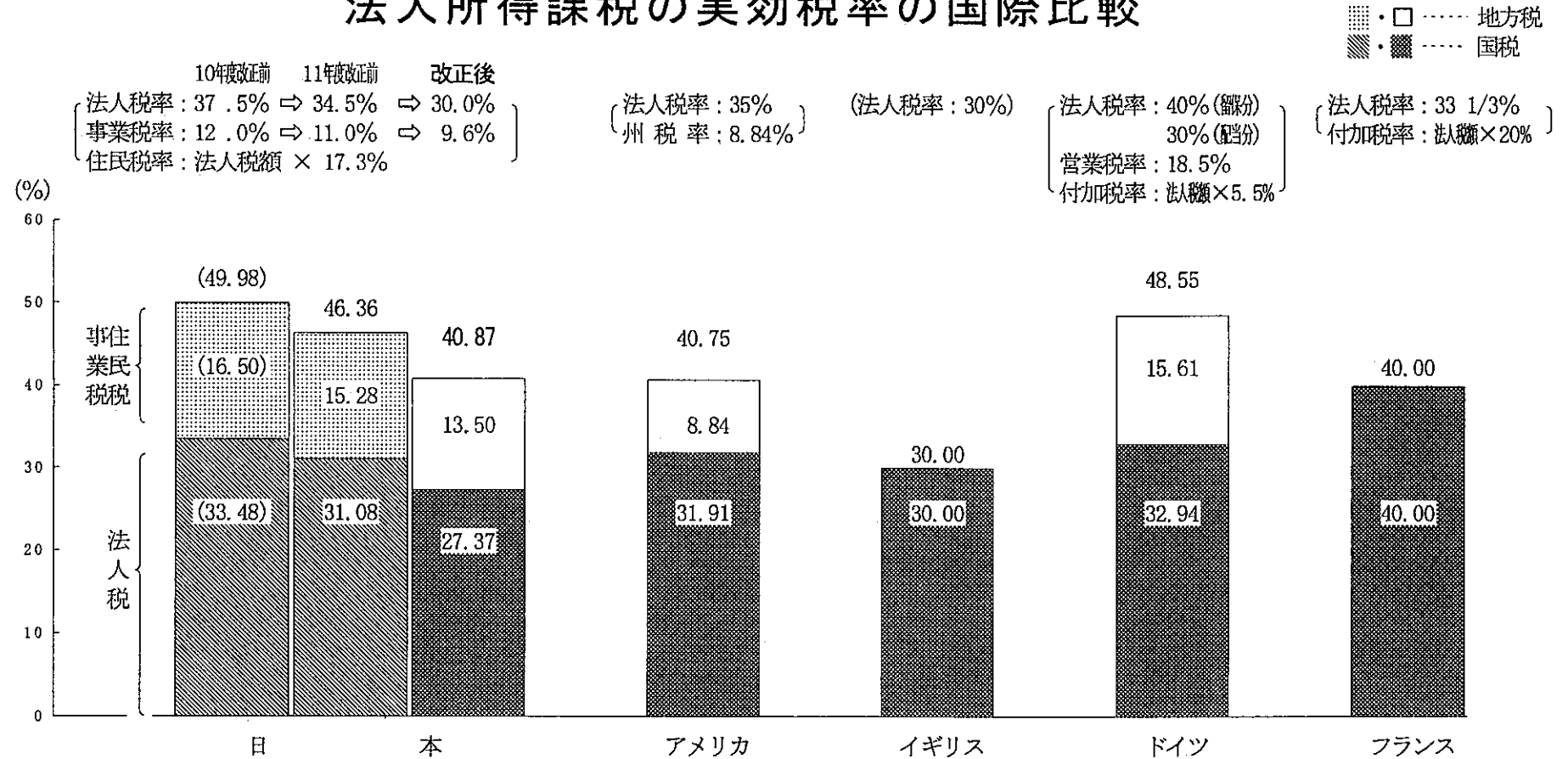
国税の主要税目の税収の推移



(注) 1. 平成9年度までは決算額、平成10年度は補正(第3号)後予算額、平成11年度は予算額である。

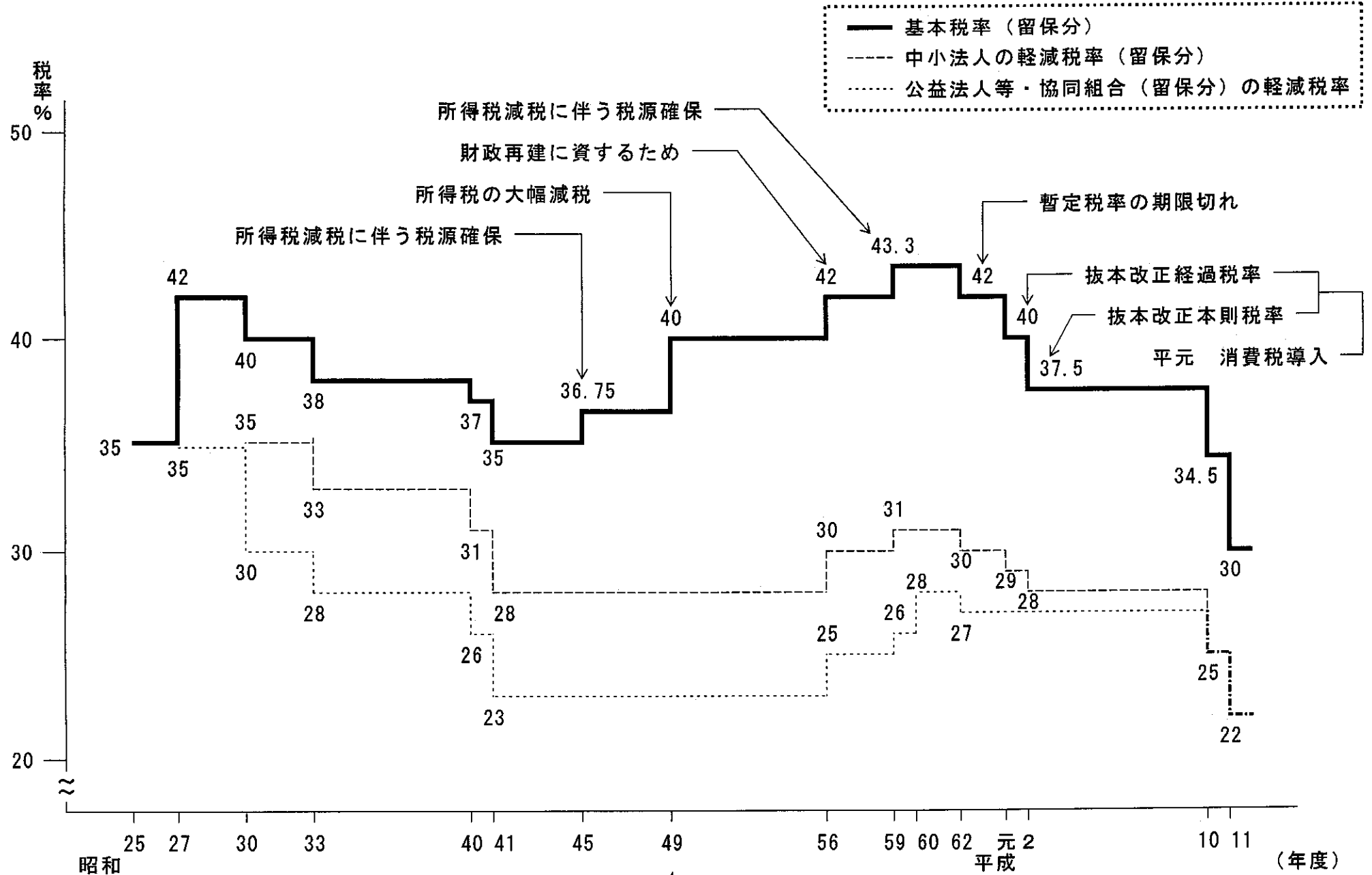
2. 平成8年度までの消費税収には特別会計分を含む。

法人所得課税の実効税率の国際比較



- (注) 1. 日本の実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したものである。
2. アメリカの「地方税」は、カリフォルニア州 (州法人税) の例である。なお、一部の市では市法人税が課税される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税・市税をあわせた実効税率は46.08%となる。このほか、一部の州・市では、法人所得課税のほか、支払給与額等に対して課税される場合もある。
3. ドイツの実効税率は、付加税 (法人税額の5.5%) を含めたものである。なお、ドイツの「国税」は、連邦と州の共有税 (50:50) であり、「地方税」は、営業収益を課税標準とする営業税である。
4. フランスの実効税率は、付加税 (法人税額の20%、年間売上高5000万フラン以上の法人の場合) を含めたものである。なお、フランスでは、法人所得課税のほか、職業税 (地方税) が課税される。

法人税率の推移



平成10年度の法人税制改革の概要

1 法人税の税率引下げ（主なもの）

	改正後	10年度改正前
基本税率	34.5%	37.5%
中小法人の軽減税率	25%	28%
（参考）法人課税の実効税率	46.36%	49.98%

2 課税ベースの適正化

3 実施時期

平成10年4月1日以後に開始する事業年度から適用

（注）引当金等の課税ベースの適正化については6年間の経過措置が講じられている。

（参考）法人税制改革による改正増減収額（平年度） [平成10年度ベース]

税率引下げ	▲1.4兆円	～	▲1.4兆円
課税ベースの適正化	1.1兆円	～	1.2兆円
差引減収額	▲0.3兆円	～	▲0.2兆円

（参考）法人税の課税ベースの適正化（概要）

〔引当金〕

- ・ 貸倒引当金（法定繰入率の廃止（注1）。中小法人の繰入率割増特例の3年延長）
- ・ 賞与引当金・製品保証等引当金（廃止（注1））
- ・ 退職給与引当金（累積限度額40%⇒20%（注1））
（注1）平成10年度から平成15年度までの6年間で段階的に廃止、縮減。
- ・ 特別修繕引当金（積立割合を縮減して制度を改組）

〔減価償却〕

- ・ 新規取得建物の定額法、建物耐用年数の短縮
- ・ 少額減価償却資産（20万円⇒10万円）等

〔資産の評価〕

- ・ 上場有価証券の評価（切放し低価法を廃止）

〔費用・収益の計上基準〕

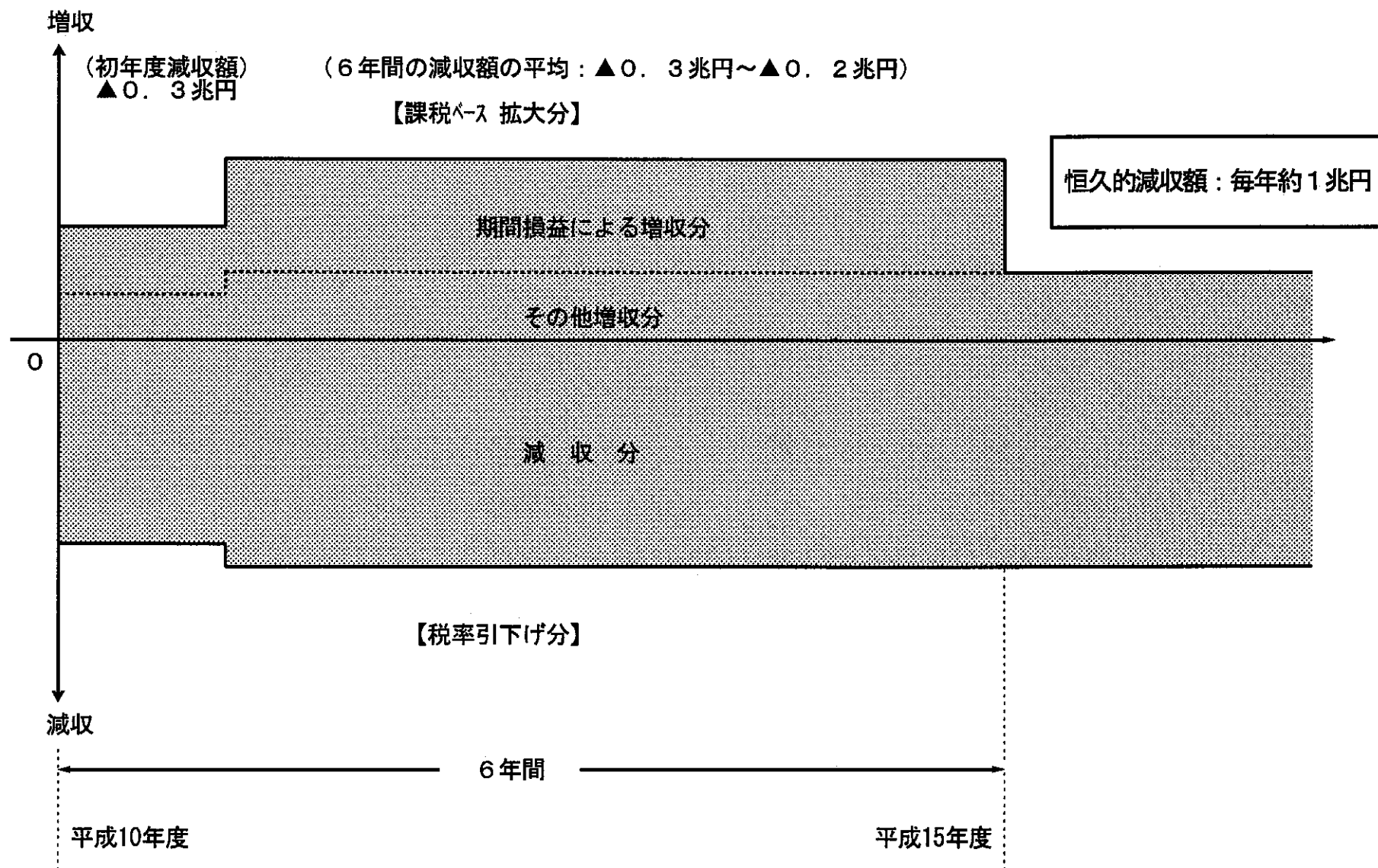
- ・ 工事進行基準の採用（工期2年以上、請負金額50億円以上の工事（注2））
- ・ 割賦基準（賦払期間が2年以上の割賦販売を除き廃止（注2））
（注2）所要の経過措置あり。

〔その他〕

- ・ 交際費（損金不算入割合10%⇒20%）
- ・ 租税特別措置の整理合理化
- ・ 外国の罰金 等

(参考)

平成10年度の法人税制改革関係による増減収効果 (イメージ図)



平成11年度法人税の減税の概要

1 法人税の税率引下げ（主なもの）

	改正後	11年度改正前
基本税率	30%	34.5 %
中小法人の軽減税率	22%	25 %
（参考）法人課税の実効税率	40.87 %	46.36%

2 実施時期

平成11年4月1日以後に開始する事業年度から適用

（参考）法人税の税率引下げによる減収額（平年度）

1. 7兆円

経済構造の変化に対応した企業税制の改正（国税関係）

	税 率 等	土 地 税 制	組 織 再 編	そ の 他
7年度		・ 特定資産の買換特例の拡充 （事業革新等の追加）		・ 利益準備金による自己株式 消却への対応
8年度		・ 地価税の税率引下げ （0.3%⇒0.15%） ・ 土地譲渡益に対する追加課 税の税率引下げ等（10%・ 20%追加、30%分離⇒5% ・ 10%・15%追加）		・ スtock・オプション税制 の創設
9年度				・ 金融機関のトレーディング 業務に時価法導入
10年度	・ 法人税制改革 〔課税ベースの適正化、法 人税率引下げ 〔37.5%⇒34.5%〕〕	・ 地価税の課税停止 ・ 土地譲渡益に対する追加課 税の適用停止、廃止（5% ・ 10%追加⇒停止、15%追 加⇒廃止） ・ 特定資産の買換特例の拡充 （地域限定要件の廃止等） ・ SPCに係る課税の特例 （支払配当損金算入等）	・ 銀行持株会社に係る課税の 特例（譲渡益課税の繰延 べ） ・ 土地を現物出資した場合の 制限措置の廃止 （80%⇒100%）	・ スtock・オプションの一 般化に伴う税制上の措置 ・ 資本準備金による自己株式 消却への対応 ・ 帳簿書類の電子データ保存 制度の創設
11年度	・ 法人税率引下げ 〔34.5%⇒30%〕		・ 株式交換等に係る課税の特 例（譲渡益課税の繰延べ） ・ 共同現物出資の課税の特例 （譲渡益課税の繰延べ）	・ 特別法人税の課税停止 （1%課税⇒課税停止）

平成11年度の税制改正に関する答申（抄）

〔平成10年12月〕
〔税制調査会〕

三 今後の検討課題・抜本的見直し

4 法人課税

(2) 法人税

法人税については、平成11年度においては、景気に最大限配慮し、その税率のみを平成10年度に引き続き大幅に引き下げることとされました。今後は、経済の国際化や経済構造改革の進展する中、課税の公平性を確保し、経済活動に対する税の中立性を高めるという観点から、法人課税小委員会において指摘されている残された課題などについて引き続き検討を深めていく必要があります。また、企業会計においては、金融商品に対する時価評価・ヘッジ会計の導入などに向けた検討が進められており、これに伴う法人課税のあり方について検討していく必要があると考えます。

平成11年度の税制改正に関する答申（抄）

〔平成10年12月〕
〔税制調査会〕

二 平成11年度税制改正の諸課題

4 租税特別措置等

- (1) 租税特別措置・非課税等特別措置については、累次の答申で指摘してきたように、特定の政策目的を実現するための政策手段であって、税負担の公平・中立・簡素という税制の基本理念の例外であることから、その時々 of 経済社会情勢を踏まえた整理・合理化を進める必要があります。

特に、今回は、法人課税の実効税率が大幅に引き下げられることも踏まえながら、租税特別措置等については、課税の適正化の観点から、政策目的が合理的か、政策手段として妥当か、利用の実態が低調となっていたり、一部の者に偏っていないかなどの点について十分吟味を行い、引き続き整理・合理化を行うことが適当です。

緊急雇用対策及び産業競争力強化対策について（抄）

平成 1 1 年 6 月 1 1 日
産業構造転換・雇用対策本部決定

Ⅱ 産業競争力強化対策

4. 産業競争力強化のための税制

経済再生、産業の競争力強化等に資する見地から、新規産業の育成、企業財務の健全化、組織の戦略的変更、資産流動化の促進等のために必要な税制や企業年金制度の見直しに伴う措置、連結納税制度などについて検討し結論を得る。